第四　野生動物等からの病原体の侵入防止

（給餌設備、給水設備等への野生動物の排せつ物等の混入の防止）

11　畜舎の給餌設備及び給水設備並びに飼料の保管場所にねずみ、野鳥等の野生動物の排せつ物等が混入しないよう必要な措置を講ずること。

（飲用に適した水の給与）

12　飼養する家畜に飲用に適した水を給与すること。

第五　衛生管理区域の衛生状態の確保

（畜舎等及び器具の定期的な清掃又は消毒等）

13　畜舎その他の衛生管理区域内にある施設及び器具の清掃又は消毒を定期的にすること。注射針、人工授精用器具その他体液が付着する物品を使用する際は、注射針にあつては少なくとも畜房ごとに、人工授精用器具その他の物品にあつては一頭ごとに交換又は消毒をすること。

（空舎又は空房の清掃及び消毒）

14　家畜の出荷又は移動により畜舎又は畜房が空になつた場合には、清掃及び消毒をすること。

（密飼いの防止）

15　家畜の健康に悪影響を及ぼすような過密な状態で家畜を飼養しないこと。

第六　家畜の健康観察と異状が確認された場合の対処

（特定症状が確認された場合の早期通報並びに出荷及び移動の停止）

16　飼養する家畜が特定症状を呈していることを発見したときは、直ちに家畜保健衛生所に通報すること。また、農場からの家畜及びその死体、畜産物並びに排せつ物の出荷及び移動を行わないこと。必要がないにもかかわらず、衛生管理区域内にある物品を衛生管理区域外に持ち出さないこと。

（特定症状以外の異状が確認された場合の出荷及び移動の停止）

17　飼養する家畜に特定症状以外の異状であつて、家畜の死亡率の急激な上昇又は同様の症状を呈している家畜の増加が確認された場合（その原因が家畜の伝染性疾病によるものでないことが明らかである場合を除く。）には、直ちに獣医師の診療若しくは指導又は家畜保健衛生所の指導を受けるとともに、当該家畜が監視伝染病にかかつていないこと。当該家畜が監視伝染病にかかつていることが確認された場合には、家畜保健衛生所の指導に従うこと。また、飼養する家畜にその他の特定症状以外の異状が確認された場合には、速やかに獣医師の診療を受け、又は指導を求めること。

（毎日の健康観察）

18　毎日、飼養する家畜の健康観察を行うこと。

（家畜を導入する際の健康観察等）

19　他の農場等から家畜を導入する場合には、導入元の農場等における疾病の発生状況、導入する家畜の健康状態の確認等により健康な家畜を導入すること。導入した家畜に家畜の伝染性疾病にかかつている可能性のある異状がないことを確認するまでの間、他の家畜と直接接触させないようにすること。

（家畜の出荷又は移動時の健康観察）

20　家畜の出荷又は移動を行う場合には、出荷又は移動の直前に当該家畜の健康状態を確認すること。

第七　埋却等の準備

21　埋却の用に供する土地（肥育豚（月齢が満三月以上のものに限る。）一頭当たり〇・九平方メートルを標準とする。）の確保又は焼却若しくは化製のための準備措置を講ずること。

第八　感染ルート等の早期特定のための記録の作成及び保管

22　次に掲げる事項に関する記録を作成し、少なくとも一年間保存すること。

(1)　衛生管理区域に立ち入つた者（家畜の所有者及び従業員を除く。）の氏名及び住所又は所属並びに当該衛生管理区域への立入りの年月日及びその目的（目的にあつては、所属等から明らかな場合を除く。）並びに当該立ち入つた者が過去一週間以内に海外から入国し、又は帰国した場合にあつては過去一週間以内に滞在した全ての国又は地域及び当該国又は地域にある畜産関係施設等への立入りの有無。ただし、観光牧場その他の不特定かつ多数の者が立ち入ることが想定される施設において、不特定かつ多数の生管理区域の出入口における手指及び靴の消毒など、不特定かつ多数の者が衛生管理区域に出入りする際の病原体の持込み及び持出しを防止するための規則をあらかじめ作成し、家畜防疫員が適切なものであることを確認した場合は、この限りでない。

(2)　家畜の所有者及び従業員が海外に渡航した場合には、その滞在期間及び国又は地域名

(3)　導入した家畜の種類、頭数、健康状態、導入元の農場等の名称及び導入の年月日

(4)　出荷又は移動を行つた家畜の種類、頭数、健康状態、出荷又は移動先の農場等の名称及び出荷又は移動の年月日

(5)　飼養する家畜の異状の有無並びに異状がある場合にあつてはその症状、頭数及び月齢

第九　大規模所有者に関する追加措置

（獣医師等の健康管理指導）

23　大規模所有者は、農場ごとに、家畜保健衛生所と緊密に連絡を行つている担当の獣医師又は診療施設を定め、定期的に当該獣医師又は診療施設から当該農場において飼養する家畜の健康管理について指導を受けること。

（通報ルールの作成等）

24　大規模所有者は、従業員が飼養する家畜が特定症状を呈していることを発見したときにおいて、当該大規模所有者（当該大規模所有者が管理者がある場合にあつては、当該大規模所有者及び管理者）の許可を得ず、直ちに家畜保健衛生所に通報すること。家畜の異状を規定したものを作成し、これを全従業員に周知徹底すること。家畜の異状を規定したものの発生の予防及びまん延の防止に関する情報を全従業員に周知徹底すること。

三　鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥

第一　家畜防疫に関する最新情報の把握等

1　自らが飼養する家きんが感染する伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止に関し、家畜保健衛生所から提供される情報を必ず確認し、家畜保健衛生所の指導等に従うこと。家畜保健衛生所等が開催する家畜衛生に関する講習会への参加、農林水産省のホームページの閲覧等を通じて家畜防疫に関する情報を積極的に把握すること。また、関係法令を遵守するとともに、家畜保健衛生所が行う検査を受けること。

第二　衛生管理区域の設定

2　自らの農場を、衛生管理区域とそれ以外の区域とに分け、両区域の境界が分かるようにすること。